

### 計画策定の趣旨

- ・「子ども・子育て関連3法」の成立（平成24年8月）
- ・「子ども・子育て支援新制度」では、①幼児期の学校教育・保育の総合的な提供（認定こども園）、②待機児童を解消し、子育てしやすい環境を整備、③幼児期の学校教育や保育、子育て支援の量の拡充と質の向上、④地域の子育て支援の充実、を目指している。
- ・「子ども・子育て支援法」では、都道府県、区市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定していくことを義務づけられている。
- ・平成26年3月に策定した「おおた未来プラン10年（後期）」の子育て分野の目標を実現していくための個別計画として、戦略的な取り組みを推進する。

### 計画の位置づけ等

- 法的位置づけ
  - ・子ども・子育て支援法
  - ・次世代育成支援対策推進法
- 本計画の対象
  - ・児童福祉法に規定される満18歳までの児童とその家庭
- 関連計画との関係
  - ・各分野の関係する計画と連携・整合を図る
- 計画の期間
  - ・平成27年度～平成31年度

### 大田区の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

#### 現状

- ①人口と出生の現状
  - ・0～14歳の年少人口は微増傾向で推移
  - ・将来は一層の少子高齢化が進行すると予測
- ②子育て支援の現状
  - ・保育サービス基盤の拡充を上回る保育ニーズが生じている
  - ・支援新制度の施行により、保育施設の利用を希望する世帯は今後も増えていくことが予測される
  - ・孤独感、不安感を持つ親への支援の充実が必要

#### 課題

- 大田区の子ども・子育ての現状を踏まえた今後の課題
  - ・保育ニーズを的確に捉えて、保育所待機児童の解消に取り組む
  - ・短時間保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスの提供
  - ・障がいのある子どもやその保護者に必要な支援の提供
  - ・児童虐待や子どものいじめ問題等に対する、学校、家庭、地域と行政、関係機関が一体となった対応
  - ・家庭、職場、地域における子育てに対する理解と、区民、事業者、行政の協力

### (仮称) おおた子ども・子育てプラン 計画体系図

#### 基本理念 計画の基本的な視点

未来を担う子どもを育み、子育てをみんなで支えるまちにします

- 子どもを尊重する視点
- すべての子どもと家庭への支援の視点
- 未来の親を育むという視点
- 地域力による区民との協働の視点
- 仕事と子育ての両立の視点
- 子ども・子育て支援の量・質を充実する視点
- 地域特性の視点

#### 基本目標

- 1 地域における子育て支援体制を充実します
- 2 仕事と子育ての両立を支援します
- 3 親と子どもの健康の確保及び増進を図ります
- 4 子どもの生きる力を伸ばし、未来を担う人材を育成します
- 5 子育てにやさしいまちをつくりまします
- 6 特に支援を必要とする子どもと家庭をサポートします

#### 個別目標

- 1-1 子育て家庭に対する相談体制の充実
- 1-2 子育て情報の充実
- 1-3 子育て家庭の地域交流の促進
- 1-4 子育てをサポートする地域のネットワークの充実
- 2-1 保育サービスの充実・整備
- 2-2 仕事と子育ての両立を促す意識づくり
- 3-1 親と子どもの健康の確保
- 3-2 学童期・思春期の健康づくりの支援
- 3-3 食育の推進
- 3-4 産科・小児医療の充実
- 4-1 豊かな心の育成・保幼小の連携
- 4-2 様々な交流を踏まえた人材育成
- 4-3 親子のふれあいの場・体験機会の場づくり
- 4-4 子どもの居場所づくり
- 5-1 安全・安心なまちづくりの推進
- 5-2 子どもを犯罪や交通事故から守るまちづくりの推進
- 5-3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- 6-1 ひとり親家庭への支援
- 6-2 児童虐待の予防及び被虐待児と家庭への支援
- 6-3 障がい児と家庭への支援
- 6-4 外国人家庭への支援

#### 主な個別施策

- 保育サービスアドバイザーによる相談、子ども家庭支援センターの総合相談、子育て応援サイト、ファミリールーム、ファミリー・サポート・センター事業 など
- 認可保育所の整備、小規模保育所の整備、家庭福祉員制度の充実、事業所内保育所開設等の支援、私立幼稚園等預かり保育事業、女性のための相談など
- 妊婦健康診査、乳幼児健康診査、すこやか赤ちゃん訪問事業、保育所・学校の栄養士との連携、休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療、地域医療機関との協議会等の開催 など
- 学校支援地域本部（スクールサポートおおた）、保育園・児童館の児童と高齢者との交流、保育園・児童館への中高校生ボランティア活動の推進、小学生の居場所（大田区版放課後総合子どもプラン）など
- 区民安全・安心メール、公共空間での防犯カメラ設置、防犯教育・訓練の実施、万引きしにくい環境づくり、災害物品の備蓄 など
- ひとり親家庭の相談、児童虐待防止ネットワークの充実、児童虐待防止に向けた啓発の推進、わかばの家の相談支援の充実、幼稚園・保育所等における障がい児の受け入れの推進、日本語指導の充実 など

#### 【子ども・子育て支援事業計画】

※年度ごとに区民ニーズに基づく提供量を設定

- 【幼稚園、認可保育所（認定こども園）、地域型保育事業、区独自保育事業】
  - ・1歳児の保育定数の拡充を重点的に進め、認可保育所、地域型保育事業や認証保育所、定期利用保育事業の拡充を図る
  - ・大森駅周辺、蒲田駅周辺、調布地区などの待機児童の多い重点地域を中心とした保育サービス基盤の整備を進める
- 【地域子ども・子育て支援事業】
  - ①時間外保育事業
    - ・認可保育所や小規模保育事業の新設を行い、延長保育ニーズの受け入れ環境を確保
  - ②放課後児童健全育成事業（学童保育）
    - ・全ての区立小学校施設を活用した放課後児童の居場所として実施
  - ③子育て短期支援事業
  - ④地域子育て支援拠点事業
    - ・子育て支援拠点として既存の施設の有効活用を検討
  - ⑤一時預かり事業
  - ⑥病児・病後児保育事業
    - ・利便性を考慮した利用しやすい環境整備
  - ⑦ファミリー・サポート・センター事業
  - ⑧利用者支援事業
    - ・保育サービスアドバイザーの事業内容や機能の拡充
  - ⑨妊婦診査
  - ⑩乳児家庭全戸訪問事業（すこやか赤ちゃん訪問事業）
  - ⑪養育支援訪問事業等 など